

議題 2

熊本市自転車^①の安全利用及び駐車対策等
に関する条例の改正について

自転車安全条例の改正について

【背景】

- 近年、自転車関連事故の件数は減少傾向にあるが、自転車対歩行者の事故件数はほぼ横ばいの状況。また、高額な賠償金を伴う自転車事故が発生している。
- 各自治体では、自転車安全条例を制定し、自転車に関する自治体の方針や役割等を明確に示している。
- 自転車保険への義務化については、国土交通省が条例制定を推奨しており、全国各地で条例の制定や改正が進んでいる。
- 熊本県も、R3.3月に「熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を改正し、R3.10月から施行予定である。
- 県条例が施行された場合、市内でも自転車安全保険への加入は義務化の対象となるが、本市でも、県条例の内容を踏まえながら、「熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例」の改正を行うもの。

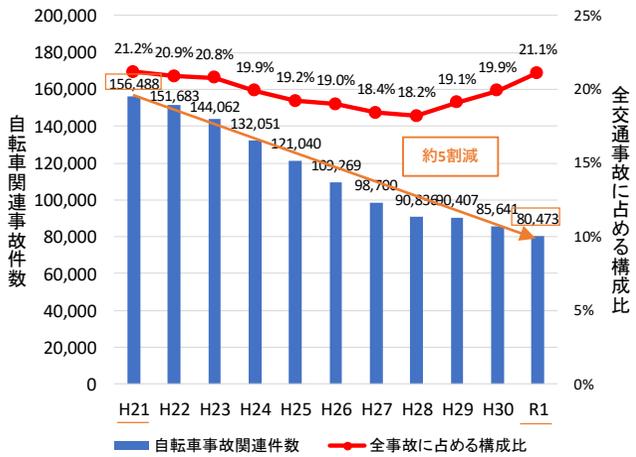
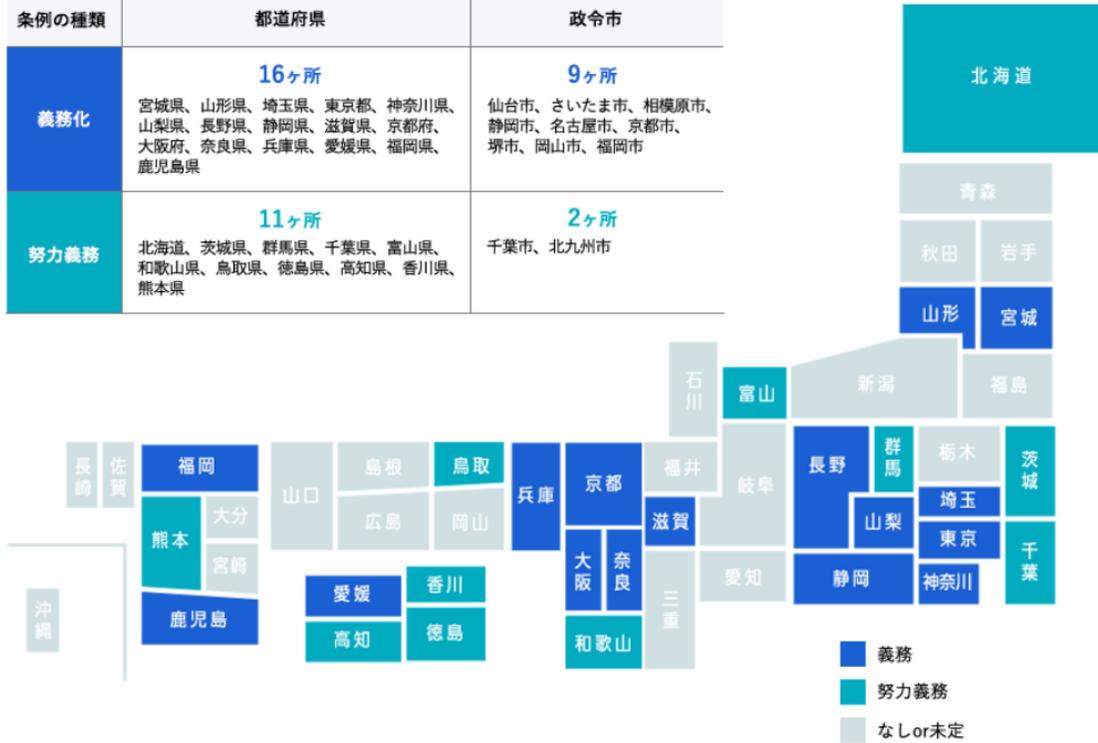


図 交通事故死者数の推移 出典：警察庁（道路の交通に関する統計）



図 自転車対歩行者事故件数の推移 出典：警察庁（道路の交通に関する統計）

条例の種類	都道府県	政令市
義務化	16ヶ所 宮城県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、兵庫県、愛媛県、福岡県、鹿児島県	9ヶ所 仙台市、さいたま市、相模原市、静岡市、名古屋市、京都市、堺市、岡山市、福岡市
努力義務	11ヶ所 北海道、茨城県、群馬県、千葉県、富山県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高知県、香川県、熊本県	2ヶ所 千葉市、北九州市



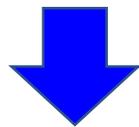
令和3年4月1日から、群馬県、大分県、宮崎県、千葉市、岡山市においても義務化が施行。

図 地方公共団体の自転車安全保険の加入義務化状況（令和2年9月末時点）
出典：自転車活用推進官民連携協議会HP（重点的な取組）

現状及び課題(参考資料1より)

◇現状

- 年々、自転車交通事故件数が減少しているが、近年は横ばい傾向。
- 学生年代での自転車交通事故が多く発生している。
- 令和元年に発生した自転車交通事故のうち、約半数が法令違反となっている。
- ヘルメットの着用や自転車の点検整備など安全利用につながる準備が不十分である。
- 自転車安全保険への加入義務についてほとんどの方が賛成意見であり、反対意見は極少人数。
- 自転車を安全に走行するためには、「ライトの点灯」や「自転車安全保険への加入」、「自転車の定期的な点検整備」、「安全で快適な道路整備」が必要だという意見が主であった。



◇課題

- 学校での交通安全教育の充実を図り、子どもの頃からの正しい交通ルールの理解が必要。
- 自転車保険への加入の広報等、自転車の安全利用に対する周知の充実が必要。
- 行政だけでなく関係機関の協力が必要。
- 自転車利用者のルール遵守やマナーアップだけでなく、車のドライバーのマナーアップも必要。
- 市も道路整備の推進など自転車利用環境向上の推進に努めることが必要。



安全利用条例を改正し、自転車利用者だけでなく、市民や関係機関の責務を明確化させることで、熊本市をより良い自転車利用環境へと推進していきたい

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例の経緯

自転車安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
(通称自転車法 昭和55年)

(目的)
第一条 この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し必要な措置を定め、もつて自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の増進に資することを目的とする。



(自転車等の利用者の責務)
第十二条
1 道路交通法その他の法令を遵守
2 駐輪場以外に自転車を放置しない
3 防犯登録の義務

(現行) 熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例 (昭和61年施行)



安全を担保するため、自転車利用に関する法令以外の規定を追加する。

《熊本市独自の自転車安全利用条例として》

(改正) 熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例

(令和4年施行を目指す)

自転車活用推進法 (平成29年施行)

(目的)
第一条 この法律は、極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

附 則 抄

(検討)
第三条 政府は、自転車の運転に関し道路交通法に違反する行為への対応の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
2 政府は、自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
⇒標準条例案を公表し、自治体に保険加入促進を図ることを要請。



全国各自治体で自転車安全条例を制定

(公財) 日本交通管理技術協会の調査より (R2.4現在)
・全国の102自治体が制定 (うち都道府県：26自治体、政令市：9市)



他都市を参考にしながら

(改正)熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例の構成

(現行)熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例(昭和61年施行)

【条例構成】

- ・目的
- ・定義
- ・市長の責務
- ・自転車駐車対策等協議会
- ・市民の協力
- ・自転車の利用者等の責務
- ・自転車小売業者の責務
- ・鉄道事業者等の責務
- ・施設の設置者の責務
- ・放置禁止区域の指定等
- ・自転車の放置の禁止
- ・放置自転車に対する措置
- ・保管した自転車の措置
- ・費用の徴収
- ・自転車駐車場内の措置

※ 放置自転車対策の規定が中心で、安全利用規定は漠然としていた。

《条例の必要性》

- ・自転車に関する各主体の責務を増やし、かつ安全や保険加入などの規定を具体化することで、各主体で何をすべきかを明確にし、自転車事故の減少や被害の軽減につなげていく。
- ・道路交通法等の法律にない規定も設ける。

【条例構成】

- ・目的
- ・定義
- ・市の責務
- ・自転車駐車対策等協議会
- ・自転車利用者の責務

- ・事業者の責務
- ・交通安全団体の責務
- ・自転車貸付業者の責務
- ・自動車等の運転者の責務
- ・学校の長の責務
- ・保護者等の責務

各主体の責務

- ・自転車小売業者の責務
- ・鉄道事業者等の責務
- ・施設の設置者の責務
- ・交通安全教育の推進

安全利用の推進

- ・自転車利用環境の整備
- ・自主的な取組を行う市民への支援
- ・自転車関係者の協力

- ・自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入等
- ・保護者の自転車損害賠償保険等への加入等
- ・事業者の自転車損害賠償保険等への加入等
- ・自転車貸付業者の自転車損害賠償保険等への加入等
- ・自転車小売業者の自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等
- ・事業者の自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等
- ・自転車貸付業者の自転車損害賠償責任保険の情報提供
- ・学校の長の自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等
- ・交通安全団体における賠償責任の周知及び自転車損害賠償保険等への加入の促進
- ・市における賠償責任の周知及び自転車損害賠償保険等への加入の促進
- ・放置禁止区域の指定等
- ・自転車の放置の禁止
- ・放置自転車に対する措置
- ・保管した自転車の措置
- ・費用の徴収
- ・自転車駐車場内の措置

自転車保険

(改正)熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例(令和4年施行を目指す)

【赤字：追加規定】

【事務局からの提案】

放置自転車防止規定だけでなく、交通ルールやマナーの向上、自転車の安全で適正な利用を推進するため、自転車に関係する各主体の責務を設定し、安全で適正な自転車利用を促す条例へ改正したい。

◇議論のポイント

※第1章は総則のため割愛

第2章 交通安全に関する各主体の責務について

①自転車利用者の責務について

- ・ 道路交通法の遵守や必要な技能及び知識の習得
- ・ 歩道通行可能の際の注意点について
- ・ 定期的な点検整備
- ・ ヘルメットの着用
- ・ ライトの点灯、両側面への反射器材の整備

②事業者の責務について

- ・ 従業員に対する自転車の安全利用研修の実施や情報提供
- ・ 自転車通勤者に対するヘルメットの着用や安全利用の指導

③交通安全団体の責務について

- ・ 安全利用促進活動を積極的に行うこと

④自転車小売業者の責務

- ・ 自転車購入者に対する安全利用への啓発

第2章 交通安全に関する各主体の責務について（続き）

⑤自転車貸付業者の責務

- ・借受人に対する安全利用への啓発
- ・事業用自転車の定期的な点検整備

⑥車のドライバーの責務について

- ・自転車の側方を通過する際の通行方法

⑦学校の長の責務

- ・児童や生徒、学生に対する発達段階に応じた交通安全教育の実施（大学を除く）
- ・学生に対する安全利用への啓発（大学のみ）
- ・児童や生徒、学生に対するヘルメットの着用や安全利用に関する指導
- ・自転車通学者に対する安全利用に関する指導（中学校・高校のみ）

⑧保護者等の責務

- ・自転車の安全利用に関する理解を深めること
- ・保護する子どもに安全利用に関する技能や知識の習得
- ・保護する子どもや高齢者にヘルメットや反射材の利用を促進

第3章 市における自転車の安全利用の推進や利用環境の整備について

①交通安全教育の推進について

- ・自転車の安全教育や啓発活動を支援
- ・自転車の定期的な点検整備を促進
- ・ヘルメットの着用を促進

②自転車利用環境の整備について

- ・自転車走行空間（道路）整備に努めること
- ・駐輪環境の整備に努めること
- ・サイクリングに関する整備に努めること
- ・関係機関と連携し、利用環境の向上を図ること

③自主的な取組を行う市民への支援について

- ・市は安全利用に関する啓発や取組を自主的に行うこと
- ・市は、自主的に取組を行う市民に対し、情報の提供や助言など支援を行うこと

④自転車関係者の協力について

- ・自転車関係者は安全利用等に関する意識を高め、市が実施する施策に協力

第4章 自転車損害保険等への加入促進について

保険に関する各主体の責務は、熊本県条例と同様の規定を採用したい。

① 自転車利用者について

- ・ 他人の生命、身体の損害を賠償できるよう自転車保険に加入（義務）
- ・ 他人の財産を賠償できるよう自転車保険に加入（努力義務）

② 保護者について（監護する者が自転車を利用する場合）

- ・ 他人の生命、身体の損害を賠償できるよう自転車保険に加入（義務）
- ・ 他人の財産を賠償できるよう自転車保険に加入（努力義務）

③ 事業者について（事業活動において自転車を利用する場合）

- ・ 他人の生命、身体の損害を賠償できるよう自転車保険に加入（義務）
- ・ 他人の財産を賠償できるよう自転車保険に加入（努力義務）

④ 自転車貸付業者について（自転車を貸し付ける場合）

- ・ 他人の生命、身体の損害を賠償できるよう自転車保険に加入（義務）
- ・ 他人の財産を賠償できるよう自転車保険に加入（努力義務）

⑤ 自転車小売業者について（自転車を貸し付ける場合）

- ・ 自転車を販売するとき、自転車保険の加入の義務を確認（努力義務）
- ・ 加入が確認できないとき、自転車保険に関する情報提供（努力義務）

第4章 自転車損害保険等への加入促進について（続き）

⑥事業者について（加入の確認）

- ・ 自転車通勤者に自転車保険の加入の有無を確認（努力義務）
- ・ 加入が確認できないとき、自転車保険に関する情報提供（努力義務）

⑦自転車貸付業者について（情報提供）

- ・ 借受人に自転車保険に関する情報提供（努力義務）

⑧学校長について

- ・ 在学する者に自転車保険の加入に対する必要性や啓発及び情報提供（努力義務）
- ・ 通学で自転車を利用している生徒に自転車保険の加入の有無を確認（努力義務）
（大学は除く）

⑨交通安全団体について

- ・ 自転車保険に関する情報提供等（努力義務）

⑩市について

- ・ 自転車保険に関する加入の広報や啓発活動（努力義務）

今後のスケジュール(予定)

◇今後のスケジュール予定

- 今回の協議会での議論を基に条文の骨子を作成する。
- 令和3年8月頃に条文案を完成させ、令和3年10月にパブリックコメントを実施予定。
- 令和3年12月の議会で上程し、令和4年4月からの施行を目指す。

	3月	令和3年度												令和4年度		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
作業内容		骨子作成			条文案作成				パブリック コメント	最終案 作成		広報・周知			施行(予定)	
市内部			庁内調整			庁内調整				議会上程						
市議会				報告			報告				議決					

本協議会を、骨子段階・条文案作成・議会上程前に開催し、議論をお願いしたい。